

令和4年清瀬市議会第1回定例会

報告

番 号	件 名	概 要	議決日 結 果																		
報 告 第 1 号	令和4年度清瀬市土地開発公社事業 計画及び予算	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が出資している法人の事業計画等を説明するため、令和4年度の清瀬市土地開発公社事業計画及び予算を報告するものです。</p> <p>事業計画</p> <table border="0"> <tr> <td>1 用地取得</td> <td>469,601 千円</td> </tr> <tr> <td>2 用地売却</td> <td>356,618 千円</td> </tr> <tr> <td>3 収入支出予算</td> <td>850,464 千円</td> </tr> </table> <p>(1) 収入（主なもの）</p> <table border="0"> <tr> <td>事業収入</td> <td>356,618 千円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>462,819 千円</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>30,494 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 支出（主なもの）</p> <table border="0"> <tr> <td>事業費</td> <td>469,601 千円</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>11,488 千円</td> </tr> <tr> <td>借入金償還金</td> <td>353,733 千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">都市計画課所管</p>	1 用地取得	469,601 千円	2 用地売却	356,618 千円	3 収入支出予算	850,464 千円	事業収入	356,618 千円	借入金	462,819 千円	繰越金	30,494 千円	事業費	469,601 千円	管理費	11,488 千円	借入金償還金	353,733 千円	3月24日 了 承
1 用地取得	469,601 千円																				
2 用地売却	356,618 千円																				
3 収入支出予算	850,464 千円																				
事業収入	356,618 千円																				
借入金	462,819 千円																				
繰越金	30,494 千円																				
事業費	469,601 千円																				
管理費	11,488 千円																				
借入金償還金	353,733 千円																				
報 告 第 2 号	委任専決事項の報告について	<p>去る令和3年10月15日、市立中清戸上組稲荷公園内に植栽していた直径25cm程のクヌギが強風にあおられ根元から倒木し、隣接するグラウンドホーム・カペナウムの施設に倒れ掛りました。これにより同施設2階ベランダに設備していたアルミ製の防護柵を破損させてしまった。</p> <p>この破損に対する損害を賠償して和解するため、地方自治法第180条第1項の規定により賠償等を専決処分したので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものです。</p> <p>主な内容</p> <table border="0"> <tr> <td>1 専決処分番号</td> <td>令和3年第7号</td> </tr> <tr> <td>2 専決処分日</td> <td>令和3年12月15日</td> </tr> <tr> <td>3 専決処分した和解金の額</td> <td>277,200 円</td> </tr> <tr> <td>4 相手方</td> <td>東京都清瀬市中清戸三丁目389番地</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">株式会社 ジュウロス（介護付き有料老人</p>	1 専決処分番号	令和3年第7号	2 専決処分日	令和3年12月15日	3 専決処分した和解金の額	277,200 円	4 相手方	東京都清瀬市中清戸三丁目389番地	3月24日 了 承										
1 専決処分番号	令和3年第7号																				
2 専決処分日	令和3年12月15日																				
3 専決処分した和解金の額	277,200 円																				
4 相手方	東京都清瀬市中清戸三丁目389番地																				

		<p>ホーム グランドホーム・カペナウム) 代表取締役 柳 内 光 子</p> <p>水と緑と公園課所管</p>	
<p>報 告 第 3 号</p>	<p>委任専決事項の報告について</p>	<p>去る令和3年9月24日、市立清瀬内山運動公園テニスコート際の外周道路(市道0104号線)を相手方普通乗用車が走行していたところ、舗装の一部が剥離して路面が陥没している部分に同車両の左側前輪が落ち込み、アルミホイール及びサスペンションを損傷させてしまいました。</p> <p>この損傷に対する損害を賠償して和解するため、地方自治法第180条第1項の規定により賠償等を専決処分したので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和3年第9号</p> <p>2 専決処分日 令和3年12月23日</p> <p>3 専決処分した和解金の額 895,120円</p> <p>4 相手方 埼玉県新座市片山三丁目18番37号 永 井 義 人</p> <p>道路交通課所管</p>	<p>3月24日 了 承</p>